

平成 30 年 5 月 21 日

各 位

会 社 名 フリージア・マクロス株式会社
代表者名 代表取締役社長 奥山 一寸法師
(コード：6343)
問合せ先 会計責任者 浅井 賢司
(TEL. 03-6635-1833)

単元株式数の変更、定款の一部変更及び株式併合に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 5 月 21 日開催の取締役会において、会社法第 195 条第 1 項の規定に基づき、単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議するとともに、平成 30 年 6 月 27 日開催予定の第 75 回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に株式併合に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 単元株式数の変更について

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に集約することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を 1,000 株から 100 株へ変更いたします。

(2) 変更内容

普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日（効力発生日）

平成 30 年 10 月 1 日

(4) 変更の条件

本株主総会において、下記「II. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

II. 株式併合

1. 併合の目的について

上記「I. 単元株式数の変更」に記載のとおり、当社普通株式の売買単位を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、当社株式の売買単位あたりの価格について、東京証券取引所が望ましいとしている水準（5 万円以上 50 万円未満）を考慮し、投資単位を適切な水準に調整するため、また株主様の議決権の数に変更がないよう株式併合（以下、「本株式併合」といいます。）を行うものであります。

2. 併合の内容

- ① 併合する株式の種類 普通株式
- ② 併合の方法・比率 平成 30 年 10 月 1 日をもって、平成 30 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式 10 株につき 1 株の割合で併合いたします。
- ③ 減少株式数 (以下、平成 30 年 3 月 31 日基準)

発行済株式総数	450,993,208 株
併合による減少株式数	405,893,888 株
併合後の発行済株式総数	45,099,320 株

④ 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、効力発生日(平成 30 年 10 月 1 日)をもちまして、本株式併合割合と同じ割合で発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	1,800,000,000 株
変更後の発行可能株式総数(平成 30 年 10 月 1 日付)	180,000,000 株

3. 本株式併合による影響等

本株式併合により、発行済株式数が 10 分の 1 に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1 株当たりの純資産額は 10 倍となり株式市況の変動等の要因を除くと、株主様が所有される当社株式の資産価値に変動はなく、お受け取りになる配当金の総額が変動することはありません。ただし、本株式併合により生じた端数株式について配当は生じません。

4. 本株式併合により減少する株主数

- ① 平成 30 年 3 月 31 日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりであります。

	株主数(割合)	所有株式数(割合)
10 株未満所有株主	195 名 (2.6181%)	257 株 (0.0% (注))
10 株以上所有株主	7,253 名 (97.381%)	450,992,951 株 (100.0%) (注)
全株主	7,448 名 (100.0%)	450,993,208 株 (100.0%)

(注) 小数第 4 位を四捨五入

- ② 上記株主構成を前提として、本株式併合を行った場合、10 株未満の株式のみご所有の株主様 195 名(所有株式数の合計 257 株)は、株主としての地位を失うこととなります。一方、10 株以上ご所有の株主様については、本株式併合の効力発生と同時に、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更しますので、本株式併合の前後で、株式の売買機会や議決権の権利の行使の状況等に変動は生じません。

なお、単元未満株式を有する株主様は、本株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買い取り」、または「単元未満株式の買増し」の手続きをご利用いただくことで1株未満の端数が生じないようにすることも可能ですので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

5. 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

6. 本株式併合の条件

本株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

III. 定款の一部変更

1. 定款変更の目的

上記Ⅱ.の株式併合の実施による発行済株式総数の減少に伴い、本株式併合の割合に合わせて、発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第6条（発行可能株式総数）および単元株式数1,000株から100株への変更に伴い現行定款第8条（単元株式数）の規定の変更を行うものであります。

なお、本変更につきましては、本株式併合の効力発生日である平成30年10月1日をもって効力を生じる旨の附則を設け、同日をもって本附則を削除するものといたします。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 後
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>1,800,000</u>千株とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、<u>1,000</u>株とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>180,000</u>千株とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、<u>100</u>株とする。</p> <p><u>(第6条および第8条の変更に係る効力発生日)</u></p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第6条（発行可能株式総数）および第8条（単元株式総数）の変更は、平成30年10月1日をもって効力を生じるものとし、効力発生日をもって本附則を削除する。</u></p>

3. 定款の一部変更の条件

本株主総会において、上記「Ⅱ. 株式併合」に関する議案および本定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 株式併合、単元株式数の変更および定款の一部変更の日程

- | | |
|--------------------|-----------------------|
| ① 取締役会決議日 | 平成 30 年 5 月 21 日 |
| ② 定時株主総会決議日 | 平成 30 年 6 月 27 日 (予定) |
| ③ 1,000 株単位での売買最終日 | 平成 30 年 9 月 25 日 (予定) |
| ④ 100 株単位での売買開始日 | 平成 30 年 9 月 26 日 (予定) |
| ⑤ 本株式併合の効力発生日 | 平成 30 年 10 月 1 日 (予定) |
| ⑥ 単元株式数の変更の効力発生日 | 平成 30 年 10 月 1 日 (予定) |
| ⑦ 定款の一部変更の効力発生日 | 平成 30 年 10 月 1 日 (予定) |

上記のとおり、単元株式数の変更および本株式併合並びにこれらに伴う定款の一部変更の効力発生日は平成 30 年 10 月 1 日を予定しておりますが、株式の振替手続との関係上、東京証券取引所における株主の皆様による当社株式の売買は、同年 9 月 26 日以降、これらの効力発生を前提とする売買単位（併合後の 100 株）にて行われることとなります

以上

(ご参考) 単元株式数の変更および株式併合に関する Q & A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか？

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買の単位となる株式数を変更するものです。今回、当社では単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか？

A 2. 株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少数の株式にすることです。今回、当社では 10 株を 1 株に併合いたします。

Q 3. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか？

A 3. 単元株式数の変更の目的

全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成 30 年 10 月 1 日までに、すべての国内上場会社の普通株式数の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。当社も、東京証券取引所に上場する会社としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位（単元株式数）を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

株式併合の目的

当社普通株式の売買単位を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、当社株式の売買単位あたりの価格について、東京証券取引所が望ましいとしている水準（5 万円以上 50 万円未満）を考慮のうえ、当社株式について中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、また株主様の議決権の数に変更がないよう株式併合（10 株を 1 株に併合）することといたしました。

Q 4. 株主の所有株式数や議決権数はどうなりますか？

A 4. 株式併合後の株主様の所有権株式数は、平成 30 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された所有権株式数に 10 分の 1 を乗じた株（1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は株式併合後の所有権株式数 100 株につき 1 個となります。具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日前後で、所有株式数および議決権は次のとおりになります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式相当分
例①	5,000株	5個	500株	5個	0
例②	1,500株	1個	150株	1個	0
例③	103株	0個	10株	0個	0.3株
例④	43株	0個	4株	0個	0.3株
例⑤	1株	0個	0株	0個	0.1株

- ・ 例①、②に該当する株主様は、特段のお手続きはございません。
- ・ 例③、④の単元未満株式（効力発生後において例③、④では3株）につきましては、ご希望により「単元未満株の買増し」または「単元未満株式の買取り」制度がご利用いただけます。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。
- ・ 例③、④、⑤に発生する1株に満たない端数株式につきましては、会社法第235条に基づきすべての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して端数の割合に応じて分配いたします。このお支払代金（端数株式処分代金）は平成30年11月中旬頃お送りすることを予定しております。
- ・ 例⑤の株主様は、株式併合によりすべての所有株式が端数株式になり株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

【当社の株主名簿管理人】

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
電話番号：0120-782-031（フリーダイヤル）
受付時間 9:00～17:00（土・日・祝祭日を除く）

以上